二　第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第二十四条及び第二十五条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

3　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前条及び前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第二十四条及び第二十五条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前条及び前項第二号の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第二十四条及び第二十五条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第二十四条及び第二十五条の規定により整理された三需要種別ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第二十八条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第二次追加項目として算定された額を、第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに算定省令第十条第三項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連固定費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

（削る）